スポーツ・レクリエーション傷害保険について

【趣　旨】

本会が加入しているスポーツ・レクリエーション傷害保険は、スポーツ大会中に生じた事故等によって傷害を被った場合これを補償するため、この保険制度を活用して救済措置を講じ、町スポーツ振興に寄与することを目的とする。

【仕組み】

この保険契約は、精華町スポーツ協会が保険契約者となり、主催する事業の参加者を被保険者として、保険会社と契約している。

【対　象】

この傷害保険は、精華町スポーツ協会が主催するスポーツ大会を対象とする。

【対象となる事故の範囲】

行事参加者が所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間（大会参加中）で、かつ、責任者の管理下にある間の事故によって被った傷害事故とする。ただし、参加者名簿に記載されたものに限る。

【保険金額】　（この保険は、治療費については、支払われない。）

・ 死亡保険金　　（保険金額　200万円）
　行事参加中の事故による傷害がもとで、事故の日から180日以内に死亡された場合。

・ 入院保険金　　（保険金額　3，000円／日）
　行事参加中の事故による傷害がもとで、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障を生じ、かつ、事故の日から180日以内に入院（入院に準じた状態を含む）された場合。

・ 通院保険金　　（保険金額　2，000円／日）（通算90日分を限度とする。）
　行事参加中の事故による傷害がもとで、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障を生じ、かつ、事故の日から180日以内に通院（往診を含む）された場合。

・ 後遺障害保険金　（保険金額　200万円）
　行事参加中の事故による傷害がもとで、事故の日から180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、障害の程度に応じて保険金額の4％から100％が支払われる。

・ 手術保険金　　（保険金額　①入院中に受けた手術　30，000円　②通院　15，000円）
　事業参加中の事故による障害がもとで、事故の日から180日以内に手術（保険金支払対象の手術のみ）を受けた場合。

【保険金支払い対象とならない事例】

①被保険者の故意または重大な過失
（大会中の注意事項に違反した場合等の被保険者の過失などを含む）
②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為など。
③被保険者の脳疾患、疾病又は心神喪失。 ④被保険者の妊娠、出産、早産、流産。
⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波。 ⑥むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの。
⑦ウイルス性感染症　⑧野球肩、テニス肘等の長期間の使い過ぎによる傷害。

【事故発生の通知】

被保険者は、事故の日から 1 **週間以内**に事故報告書（事故発生の状況及び傷害の程度等）によりスポーツ協会事務局まで報告すること。報告が遅れた場合は、保険金が支払われない場合がある。

【保険金請求】

保険金請求をする場合は、傷害が完治した後（後遺障害については、障害が認定された後）、速やかにスポーツ協会事務局に報告し、代理店より送付される所定の請求用紙に必要事項を記入の上、保険金請求をすること。必要に応じて、医師の診断書等の添付を求められることがある。

【その他】

請求を受けた保険会社が必要と認めたときは、被保険者に対して保険会社の指定した医師による診察を求める場合がある。

年　　月　　日

事　故　報　告　書

報　告　者	氏　　名 負傷者との関係（　　）
連　絡　先	（自宅）　　－　　－　　／（携帯）　　－　　－

下記の内容のとおり、報告します。

教 室 名	
事故現場	
事故日時	年　　月　　日（　　）午前･午後　　時　　分頃
事故状況 （具体的に詳しく）	
負傷者氏名	ふりがな ※負傷者が未成年の場合は、保護者氏名を記入してください（　　）
生年月日・年齢	年　　月　　日生　（　　）歳
住　　所	
電話番号	（自宅）　　－　　－　　（携帯）　　－　　－ 連絡のとれる時間帯（　いつでも可　　／　　時～　　時）
傷　害　名 治療内容	傷 害 名: 傷害部位：
初　診　日	年　　月　　日
治療期間（目安）	年　　月　　日頃まで
通　院　先 （搬　送　先）	医療機関： 受診科： 所在地：

スポーツ協会記入欄

受付応対	事業区分	受付No.	救護記録	照合者	特記事項
	・本会・指定管理				